

自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期[単利型])

平成26年11月4日現在

商 品 名	自由金利型定期預金<M型>(スーパー定期[単利型])
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	定型方式 … 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 … 1ヵ月超5年未満 ※定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預 入 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位	一括預入 1円以上 1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1)適 用 金 利 (2)利 払 方 法 (3)計 算 方 法	固定金利(預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。) ※自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 (1)預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 (2)預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以降および満期日以降に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税 金	個人のお利息には、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) 法人は総合課税となります。
手 数 料	—
付 加 可 能 な 特 約 事 項	(1)個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) (2)個人の方はマル優の取扱いができます。

中途解約時の取扱い

満期前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた利率(小数点第2位未満切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

< 契約期間3年未満の場合 >

預入期間が6ヵ月未満の場合	中途解約日現在の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×50%
預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×70%

< 契約期間3年以上4年未満の場合 >

預入期間が6ヵ月未満の場合	中途解約日現在の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×40%
預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×50%
預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×60%
預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×70%
預入期間が2年6ヵ月以上4年未満の場合	約定利率×90%

< 契約期間4年以上5年未満の場合 >

預入期間が6ヵ月未満の場合	中途解約日現在の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×40%
預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×50%
預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×60%
預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×70%
預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	約定利率×80%
預入期間が3年以上5年未満の場合	約定利率×90%

< 契約期間5年の場合 >

預入期間が6ヵ月未満の場合	中途解約日現在の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×30%
預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×40%
預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×50%
預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×60%
預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	約定利率×70%
預入期間が3年以上4年未満の場合	約定利率×80%
預入期間が4年以上の場合	約定利率×90%

金利情報の入手方法	金利は店頭のコ利表示用モニター又は、店頭備え付けのコ利表示ボード及び、窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
その他参考事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率より計算します。
預金保険について	<p>預金保険制度の付保対象商品です。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</p>